

厚生労働省発基労0312第1号

労働政策審議会

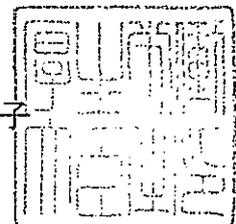
会長 諏訪 康雄 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成24年3月12日

厚生労働大臣

小宮山 洋子



労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引下げ

一 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額十万四千二百九十円（現行十万四千五百三十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額五万六千六百円（現行五万六千七百二十円）に改めること。

二 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額五万二千五百五十円（現行五万二千二百七十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額二万八千三百円（現行二万八千三百六十円）に改めること。

第二 介護料の引下げ

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を受けている者

であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額五万六千六百元、四万二千四百五十円又は二万八千三百円（現行五万六千七百二十円、四万二千五百四十円又は二万八千三百六十円）に、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、介護の程度に応じて月額十萬四千二百九十円、七万八千二百二十円又は五万二千五百五十円（現行十萬四千五百三十円、七万八千四百円又は五万二千二百七十円）に改めること。

第三 障害補償年金又は障害年金受給権者の定期報告に係る住民票の写し又は戸籍の抄本の添付省略

障害補償年金又は障害年金の受給権者が定期報告を行うに当たり、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、その住民票の写し又は戸籍の抄本を添付を省略するものとする。

第四 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十四年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。